

空き家バンク登録物件の家財処分費を補助します

空き家バンク登録物件の利活用を図るため、渋川市空き家バンクに登録した空き家又は空き家バンク登録物件として成約後6か月以内の空き家の家財道具等を処分する方に、費用の一部を補助金として交付します。

① 対象となる人

渋川市空き家バンクに物件を登録した者又は渋川市空き家バンク登録物件を売買契約により取得若しくは賃貸借契約により賃借した者。（法人は対象外です。）

② 対象となる空き家

渋川市空き家バンクに登録済みの物件又は渋川市空き家バンク登録物件として成約後6か月以内の物件

③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

ア) 市区町村税を滞納していないこと。

イ) 家財道具等の処分及び運搬について、渋川市一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。***注1**

ウ) 家財道具等の処分及び運搬について、着手又は完了していないこと。

エ) 当該補助対象空き家に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと。

オ) 渋川市空家解体事業補助金を利用しないこと。

***注1** 別紙渋川市一般廃棄物収集運搬業許可一覧を御参照ください

※空き家バンク登録期間中は、渋川市空家解体事業補助金と併用は出来ません。

④ 対象となる費用

渋川市一般廃棄物収集運搬業者に委託する、家財道具等の処分及び運搬に要する費用、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金

⑤ 補助金の額

片付けに要した委託費の3分の2です。ただし、限度額は5万円です。

（裏面あり）

⑥ 申請期間

令和8年4月1日から ※予算に達した時点で終了となります。

⑦ 申請時の提出書類

片付け着手予定の7日前までに次の書類を窓口まで提出してください。

- ア) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ) 市区町村税の完納証明書等（未納税額のない証明書） ***注2**
 - ウ) 渋川市一般廃棄物収集運搬業者が発行する、片付けにかかる経費の見積額及びその内訳が分かる見積書
 - エ) 片付け前の補助対象空き家の状況写真
 - オ) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家バンク登録物件の購入者又は賃借人が片付けを実施する場合）
 - カ) 空き家バンクに登録した物件が共有名義の場合は、共有名義同意書（様式第2号）。ただし、同意書が得られない場合は、誓約書（様式第3号）。
 - キ) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。
- *注2** お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑧ 片付け完了時の提出書類

片付けが完了したら、片付けの**完了日から30日以内又はその日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに**、下記の書類を窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書（様式第7号）
- イ) 片付けに要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
（領収書のコピーまたは支払いが確認できる書類（振込用紙等）のコピー等）
- ウ) 片付け後の補助対象空き家の状況写真
- エ) 状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

詳細はご相談ください

問い合わせ先 **渋川市 市民協働推進課（渋川市役所本庁舎2階）**

TEL 0279-22-2401 FAX 0279-24-6541 Mail akiya@city.shibukawa.gunma.jp